

公益社団法人日本演奏連盟 平成27年度事業計画書

自：平成27年（2015）年 4月 1日

至：平成28年（2016）年 3月31日

I 公益目的事業（公1）

公益社団法人日本演奏連盟は、クラシック音楽の演奏家の育成と権利擁護促進活動及びクラシック音楽の普及促進と調査研究のための活動として、平成27年度において次に掲げる事業を公益目的事業としてまとめ、実施する。

1 演奏家の育成事業(育成)

(1) 新進演奏家育成プロジェクト（文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」）

新進芸術家の人材育成事業については、平成23年度から国の委託事業となり、文化庁と当連盟の共催事業（制作／日本演奏連盟）として開催してきた。現在は「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」という名称のもと、新進芸術家に基礎や技術を磨くために必要な公演等の実践的な研修機会を提供するとともに、創造・創作の源泉となる視野、見聞を広め、幅広い知識を得るための活動を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家の育成を目的とするもの。当連盟ではこの主旨に則り、平成27年度においても「新進演奏家育成プロジェクト」と称して4つのシリーズを全国規模で展開する。優秀な演奏家であっても、なかなか演奏の場が得にくい現状を踏まえ、当連盟では全国各地でオーディション等を実施し、若手演奏家を選抜し、音響の優れた一流のステージで演奏の場を提供する。こうした取り組みを継続的に行うことにより、若手演奏家のモチベーションを高め、今後の日本音楽界を担っていきべき演奏家を着実に育てる道につながるものとした。

① 「リサイタル・シリーズ」の開催

（平成27年度 札幌2回、東京10回、名古屋2回、京都1回、大阪4回、大分1回）
全国主要都市6地区においてオーディションにより優秀な新進演奏家を選抜し、ソロ・リサイタル形式による演奏会を開催する。

- ・「リサイタル・シリーズ SAPPORO」（年2回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール
11月、12月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ TOKYO」（年10回）東京文化会館小ホール
6、7、8、9、10、11、12、1、2月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ NAGOYA」（年2回）名古屋ザ・コンサートホール（電気文化会館）
12月、1月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ KYOTO」（年1回）京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ
2月に開催（予定）
- ・「リサイタル・シリーズ OSAKA」（年4回）大阪いずみホール
6、7、11、12月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ OITA」（年1回）iichiko 音の泉ホール
1月乃至2月で1回開催

②「オーケストラ・シリーズ」の開催

地域の新進演奏家の発掘と紹介及び音楽振興を目的とした「オーケストラ・シリーズ」では、全国6都市で各地のプロ・オーケストラと共演する機会を提供する。出演者の選考にあたっては、協奏曲の全てのジャンルを対象として公募し、厳正な審査を経て決定する。プロ・オーケストラとの共演は、若手演奏家にとってプロとしての第一歩を踏み出す上で、極めて重要なキャリアとなることは間違いない。

- ・開催地区（6地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10月中旬～11月下旬（予定）
- ・演奏会の開催時期 2月上旬～3月中旬（予定）
- ・共演するオーケストラ 札幌交響楽団
仙台フィルハーモニー管弦楽団
名古屋フィルハーモニー交響楽団
日本センチュリー交響楽団
広島交響楽団
九州交響楽団

③「新進芸術家海外研修員コンサート」の開催

当連盟は文化庁新進芸術家海外研修制度により、若手演奏家が海外で研鑽する機会を得る国費留学制度に長年協力してきた。この制度により海外で研鑽を深めた若手演奏家が帰国後にその成果を発表する場を提供すべく、ジョイントリサイタル形式による演奏会を開催する。

- ・11月、12月に東京オペラシティリサイタルホールで2回開催

④「ピアノ協奏曲による公開マスタークラス」

講師：小山実稚恵

当連盟では、平成16年度から世界的に活躍する演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の未来の担い手に直接、指導・助言を与えてもらう公開マスタークラスを全国規模で実施している。27年度はピアニストの小山実稚恵氏を招き、ピアノ協奏曲の公開マスタークラスを開催する。小山氏は60曲以上のピアノ協奏曲のレパートリーを有する現代日本を代表するピアニストの一人であり、2015年に演奏活動30周年を迎え国内はもとより世界のステージで演奏を重ねている。今回は課題をピアノ協奏曲にしぼって受講生を公募し選抜するもので、ピアニストを目指す新進演奏家にとって大変貴重な機会となるに違いない。

- ・回数 平成27年12月に3回
- ・地域 東京、大阪

(2) 文化庁新進芸術家海外研修制度の協力（平成28年度対象）

文化庁では、昭和42年（1967）から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまでに多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁の協力団体として、多くの演奏家の書類を受付けており、27年度も引き続き同制度の広報及び受付業務に協力する。

- ・対象 15歳以上18歳未満と18歳以上の2部門
- ・派遣内容 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（80日間）
（18歳未満は1年派遣）

- ・書類提出 文化庁への提出時期 8月初旬
- ・文化庁選考 書類・DVD選考及び面接選考 10月～1月
- ・正式決定 内定（翌年2月下旬～3月上旬）を経て、翌年5月決定
- ・研修開始 翌年9月以降

2 音楽普及活動(自主公演)

(1) 「2016 都民芸術フェスティバル」(東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団助成事業 予定)

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で47年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、音楽、バレエ、演劇、能、日本舞踊等、芸術各ジャンル11部門、約100公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の17公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ (3団体、3演目、8公演)

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、日本オペラ協会

公演会場：東京文化会館大ホール、新国立劇場中劇場

- ・オーケストラ・シリーズ (8団体、8公演)

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京芸術劇場コンサートホール

- ・室内楽シリーズ (3組、3公演)

出演団体：室内楽団ほか

公演会場：東京文化会館小ホール

(2) 創立50周年記念事業<演奏家と邦人作曲家シリーズ>

助成：公益財団法人五島記念文化財団、一般社団法人私的録音補償金管理協会、公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団 他未定

日本演奏連盟は1965（昭和40）年7月12日に東京丸の内の日本工業倶楽部で会員数879名により創立総会を開催、同年12月24日に文部省所管の社団法人として認可された。以来50年にわたり全国規模で活動を展開してきたが、本年2015（平成27）年に創立50周年を迎えることとなり、これを記念して我が国音楽界を牽引してこられた邦人作曲家の諸先生方の作品による連続演奏会を<演奏家と邦人作曲家シリーズ>と題し開催する。出演者はベテランから若手まで総勢130名以上となり、まさに日本音楽界の足跡を辿り、未来の音楽界への架け橋となる演奏会としたい。

公演会場：サントリーホールブルーローズ

第一夜 7月6日（月）「山田耕筰」と「信時潔」没後50年記念

～明治、大正、昭和 激動の時代を生きた日本音楽界の2
大巨匠特集～

第二夜 7月7日（火）歌の日 日本歌曲の歴史を辿って

～「瀧廉太郎」に始まり「林光」に至る歌曲の道～

第三夜 7月8日(水) ピアノの日～邦人ピアノ作品10選～
第四夜 7月9日(木) 器楽の日～初演のあの感動をもう一度～
第五夜 7月10日(金) 合唱の日～戦後の合唱曲ベスト・セレクション～
最終日 7月12日(日) 室内オペラの日 「黒塚」「三人の女達の物語」
～オペラと能狂言のコラボレーション作品～

3 調査研究及び権利擁護活動(調査、資料収集)

(1) 「演奏年鑑2016 音楽資料(通巻第42号)」の刊行(文化庁委託事業「次代の文化を創 造する新進芸術家育成事業」)

国内において様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を統計資料にま
とめ、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進演奏家の活動の指針
となるテーマを重点的に調査し、掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術家
の育成に貢献できる資料作りを目指す。

B5判 約590頁 1,700部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

(2) 機関紙・月刊「えんれん」の発行

国の文化予算をはじめ、国公立音楽系大学教員公募、オーケストラ楽員募集、国
際コンクール情報など、我が国の楽界における様々な情報を記事にまとめ、月1回発
行する。

B5判 8頁建 3,800部 会員及び官公庁、関係団体、マスコミ等に配布する。

情報誌「ぶらあぼ」の配布

音楽情報誌月刊「ぶらあぼ」(無料)と提携し、機関紙とともに関係各方面に配布
する。

(3) 著作隣接権クラシック分配作業促進活動

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA及び一般
社団法人演奏家権利処理合同機構MPNを通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個
人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN内に設けたMPNクラシック委員会(日本オーケストラ連盟、日本音楽家
ユニオン、日本演奏連盟)に参加し、著作隣接権クラシック部門2013年度徴収分の報
酬分配の作業に協力する。

(4) 芸術家会議の活動、その他芸術文化団体との連携協力

全国のオーケストラ、オペラ、バレエ、日本舞踊、演劇、伝統芸能など43の芸術文
化創造団体で構成する芸術家会議の事務局として、国の芸術文化予算の更なる拡充や
寄付金に係る税制改正等を求めることを主目的に、文化芸術振興基本法に基づく文化
活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力・連携し活動を行う。また都民芸
術フェスティバルに参加する団体を中心に在京8団体で東京都芸術文化団体協議会を
組織し、その事務局として、東京都における芸術文化予算の拡充を求める活動を行う。

協力する関係団体：芸術家会議(43の全国の芸術創造団体で構成)

(公社)日本芸能実演家団体協議会(68の芸能実演家の団体等
が集い、実演家の権利擁護と適正な権利処理を推進し、実演芸
術の振興と芸術文化の発展に寄与することを目的に活動)

東京都芸術文化団体協議会(8の在京芸術団体で構成し、東京

都芸術文化振興議員連盟と協力関係を維持)

(5) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(6) ホームページによる情報発信

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

4 助成・奨学活動（応募型）

(1) 「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」（年間5回）

声楽家の増山美知子さんから提供を受けた資金をもとに、35歳以下の優秀な若手演奏家が行う自主リサイタルなどの演奏会を対象とし、一般公募により、書類審査、CD審査を実施し、合格した者に経済的支援を行う。

(2) 宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟新進演奏家国内奨学金制度（給付型）

特定非営利活動法人イエロー・エンジェル（愛知県名古屋市）の宗次徳二理事長から支援を得て、プロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒・学生・若手演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度を実施する（返済不要の給付型）。一般公募により書類審査、CD審査、実技審査を経て奨学生を決定する。なお平成27年度は奨学生15名への奨学支援をするとともに、平成28年4月から1年間の奨学生を公募する。

給付額：月額5万円（年額60万円）

対象人数：10名～15名（予定）

5 啓蒙・啓発活動

(1) 「日本演奏連盟後援」名義許認可事業

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(2) 「コンサート・アシスト」事業

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタルを開催する場合等の実務を行う。演奏家にとっては、自主コンサートの開催は事務的な作業負担が大きいため、当連盟では、これまでのコンサート開催により蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートするため有料で公演開催をお手伝いする。

(3) 東日本大震災復興支援のための演奏会協力

福島県の要請を受けて、東日本大震災により被災した地域に演奏家を派遣する事業に協力する。

6 その他、公益目的を達成するために必要な事業

Ⅱ その他の事業（相互扶助等事業）（他 1）

1 会員向け事業

（1）「山田康子奨励・助成コンサート」（年間 6 回）

故山田康子さん（ピアニスト）から資金の提供を受けて、昭和 63 年度（1988）から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行う。これまでに 153 公演を奨励、助成している。本年度は 6 名（6 公演）を助成対象とする。

（2）「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行

B 5 判 約 130 頁 3,700 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

（3）福祉厚生に関する互助業務

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

（4）芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行なう。また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

（5）会員のための税務相談

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

（6）会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。